

## 香川大学教育実践総合研究投稿要領

### 1 (投稿の要領)

香川大学教育実践総合研究(以下「教育実践総合研究」という。)への投稿については、「香川大学教育学部研究報告規程」による他、この要領の定めるところによる。

### 2 (投稿の内容)

教育実践総合研究は、教科教育、教育臨床など広く教育実践に関する独創的な研究論文・実践報告、資料(研究ノート、研究動向の紹介など)及び香川大学教育学部附属教職支援開発センターの活動報告などを掲載する。

### 3 (投稿者)

教育実践総合研究に投稿できる者は、「香川大学教育学部研究報告規程」による他、香川大学教育実践総合研究編集会議(以下、「会議」という。)が特に依頼した者とする。

### 4 (投稿原稿の提出方法)

投稿原稿は、完成原稿とし、原則として電子文書で作成し、印刷原稿2部と、その電子ファイルを会議に提出する。

### 5 (投稿原稿の長さ)

投稿原稿の長さは、刷り上がり14頁(1頁は24字×44行×2段)以内を原則とし、偶数頁になることが望ましい。超過する場合は、会議の議を経て認めることがある。

### 6 (刷り上がり1頁目の形式)

刷り上がり1頁目は、和・英文のタイトル・著者名・所属(所在地)、和文要旨(200字)及びキーワード(5語)を含むものとする。

### 7 (投稿原稿の取り扱い)

投稿された論文等は査読を行い、会議においてその取り扱いを次のいずれかに決定する。査読者については、会議において決定する。

- (1) 採録
- (2) 条件付き採録
- (3) 返戻

### 8 (校正)

校正は原則として3校までとし、投稿者において速やかに行うものとする。その際、印刷上の誤り以外の訂正、挿入、削除は原則として認めない。

#### 附 則

本要領は、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成17年12月14日から施行し、平成17年11月9日から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

本要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

本要領は、令和3年12月20日から施行し、令和3年6月1日から適用する。